



2021年8月23日

各位

会社名 ロジガード株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金澤 茂則  
(コード番号：4391 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理部長 三浦 英彦  
(TEL. 03-5643-6228)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年9月28日開催予定の当社第21回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督を分離するとともに経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値向上を図るため、本年9月28日開催予定の当社第21回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年9月28日（火）

定款変更の効力発生日 2021年9月28日（火）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更後
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt; (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事が出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第6条 &lt;条文省略&gt;</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する事が<u>出来ない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt; (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> &lt;削除&gt;</li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。 <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をする事が出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>第6条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使する事が<u>できない。</u></p>

現行定款	変更後
<p>1. ～2. (条文省略)</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の<u>割り当て及び募集新株予約権の割り当て</u>を受ける権利</p> <p>第10条～第11条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>1～2 (現行どおり)</p> <p>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の<u>割り当て及び募集新株予約権の割り当て</u>を受ける権利</p> <p>第9条～第10条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(株主総会の招集)</p>	<p>(株主総会の招集)</p>
<p>第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日</u>から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。</p>	<p>第11条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後</u>から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある時に随時これを招集する。</p>
<p>第13条～第18条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第12条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第19条 当会社の取締役は<u>3名以上7名</u>以内とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第18条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は7名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p>
<p>2～3 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>2～3 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更後
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>第23条                   ＜条文省略＞</p> <p style="text-align: center;">（取締役会の招集通知）</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">（代表取締役）</p> <p>第22条                   ＜現行どおり＞</p> <p style="text-align: center;">（取締役会の招集通知）</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更後
<p>第 25 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第 24 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役であるものを除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

現行定款	変更後
<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第30条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現行定款	変更後
<p style="text-align: center;"><u>半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更後
<p data-bbox="459 562 564 591">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="459 853 564 882">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="459 1182 564 1211">&lt;新設&gt;</p>	<p data-bbox="895 327 1347 499">2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="826 517 1171 546"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p data-bbox="810 564 1335 786">第32条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="826 804 1139 833"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p data-bbox="810 851 1335 1122">第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p data-bbox="826 1140 1075 1169"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p data-bbox="810 1187 1335 1359">第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p data-bbox="392 1429 632 1458">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="240 1476 663 1505">第40条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p data-bbox="954 1429 1209 1458">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="810 1476 1289 1505">第35条～第37条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p data-bbox="421 1523 604 1552">第7章 計算</p> <p data-bbox="459 1570 564 1599">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="256 1861 564 1890">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="240 1908 746 1982">第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p>	<p data-bbox="983 1523 1166 1552">第7章 計算</p> <p data-bbox="826 1570 1187 1599"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p data-bbox="810 1617 1335 1839">第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p data-bbox="826 1856 1139 1886">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="810 1904 1316 1977">第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p>

現行定款	変更後
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第45条                   &lt;条文省略&gt;</p>	<p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>3 前2項のほか、<u>当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>第40条                   &lt;現行どおり&gt;</p>

以上